

佐賀県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
ほたる薬局	小城市小城町松尾四九八番地二七	平成二二・八・一
森永歯科医院	小城市小城町二五一番地二	平成二二・八・一
松永メンタルクリニック	武雄市武雄町大字昭和二一番地	平成二二・八・一七
神代薬局神野東店	佐賀市神野東四丁目三番一五号	平成二二・一・一
医療法人えとう内科・循環器内科	佐賀市神野東四丁目三番一九号	平成二二・一・一八
黒川薬局北部バイパス店	佐賀市若宮三丁目七七号	平成二二・八・一六
ゆめ眼科医院	佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地内二二街区ゆめタウン佐賀二階	平成二二・二・一
太田小児科内科医院	武雄市武雄町大字武雄七三三三番地一	平成二二・九・一

げんき堂薬局昭和店	まつのみ訪問看護ステーション	チャイム訪問看護ステーション	医療法人海邦会基山皮膚科	千葉歯科医院	さくら歯科医院
一 武雄市武雄町大字昭和二番地	二 唐津市松南町一一九番地	鳥栖市田代外町六五五番地一五	三 養基郡基山町大字宮浦一八六番地一七	佐賀市開成五丁目三番三五号	嬉野市嬉野町大字下宿字大畑乙二一二四番地三
平成二二・八・一七	平成二二・五・一	平成二二・八・一	平成二二・八・三一	平成二二・八・五	平成二二・九・一